

平成26年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの随意契約

【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	八尾市第5次総合計画後期基本計画策定支援等業務に係る委託契約	平成26年5月9日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪	大阪市北区梅田二丁目5番25号	7,001,100	総合計画基本計画の前期5ヵ年の評価を行うとともに、後期基本計画の策定に向けた素案の検討等を行う必要が有るなど、八尾市第5次総合計画の着実な推進を図るにあたり、多岐に渡る高度な企画力及び見識・技能を要する支援が必要となる為、八尾市第5次総合計画後期基本計画策定支援等業務委託事業者選定委員会を設置し、提案内容、業務実績、業務体制等の観点より最優秀提案者を選定し、契約を締結したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	平成26年度行政評価システム追加開発委託業務	平成26年5月19日	株式会社 内田洋行 大阪支店	大阪市中央区和泉町二丁目2番2号	820,800	本システムの追加開発を実施するには、既存システムに熟知している必要がである為、システムの開発元である「㈱内田洋行大阪支店」でなければ、適切な業務の履行及び成果物の高品質化を図ることが出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	BIMMS(保全マネジメントシステム)に係る契約	平成26年6月5日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	単価契約	年間利用見込み額:1,694,250円(H26.6月～H27.3月) 本システムについては、都道府県及び政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受けて作製された公共施設の情報管理システムとして、国土交通省をはじめとする多くの官公庁での導入実績もあり、システムを利用している類似団体との比較等も可能であるなど、本市においても有意性が高く、同水準のサービス提供が可能事業者が他に見込めないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	「八尾市公共施設マネジメント実施計画策定検討に向けた基礎調査支援業務」に係る委託契約	平成26年7月18日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪市中央区安土町二丁目3番13号	4,968,000	本支援業務については、本市の公共施設マネジメント基本方針を熟知している必要があり、また、昨年度に行った、公共施設に関する優先度評価手法を検討する支援業務との関連性が高いことから、今年度、改めて一般競争入札に付すことは、不利であり、本市の公共施設マネジメント基本方針策定支援業務及び一般公共施設に関する優先度評価手法を検討する支援業務の委託先である「パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社」でなければ、適切で質の高い支援業務が履行出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
政策推進課	「八尾市公共施設マネジメント計画策定支援業務」に係る委託契約	平成26年7月18日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	27,885,600	今般、国から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請されている状況も踏まえ、公共施設の劣化状況調査及び機能性調査業務と情報の一元化のためのシステム活用の最適化、そして、公共施設等の総合管理計画に関する今後の動向を見据えた考え方の整理等についての取り組みが必要となる。 上記業務を実施するにあたり、「一般社団法人 建築保全センター」であれば、同団体が旧建設省の外郭団体として設立された経緯などから、国や先進自治体等との関係が深く、最新動向等の情報収集についても有益であるとともに、本市の「公共施設マネジメント」を効率的かつ戦略的に実施していく上で、技術的なノウハウはもとより、施設状況の分析、情報の一元管理等、多岐にわたるマネジメント業務について包括的な支援が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	「平成26年度 高安地区まちづくり支援業務」に係る委託契約	平成26年8月1日	株式会社 長大 大阪支社	大阪市西区新町二丁目20番6号	4,989,600	平成25年度には地域資源や問題点・課題等を整理し、高安地域全体のまちづくりの方向性の検討を行ってきたところであり、平成26年度は、その結果を踏まえ、さらに地域住民が主体となったまちづくりを進めていくための機運醸成をはかるにあたり、前年度からの地域特性の把握や基礎調査による積み上げが業務遂行に極めて重要であり、一般競争入札に付すことは不利である為、昨年度の委託事業者である「株式会社 長大 大阪支社」との随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成26年4月1日	(株)時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	648,000円	当該サービス(25ライセンス)は行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成26年4月1日	武田 宗久	河内長野市美加の台六丁目22番14号	7,920,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36第1項で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)